仕 様 書

1. 件 名　　令和8年度局所排気装置等の定期自主検査(千葉地区)

2. 数 量　　一式

3. 目 的　　本件は、労働安全衛生法第 45 条(定期自主検査)の他、有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則に基づく局所排気装置等及び排ガス処理装置の定期自主検査を実施し、適正な作業環境管理に努めるためのものである。

4. 実施場所　住所:千葉県千葉市稲毛区穴川 4 丁目 9 番 1 号
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 千葉地区

5. 履行期限　令和9年3月31日

6. 業務内容　局所排気装置等及び排ガス処理装置の定期自主検査　　一式

(1) 対象装置
別紙1 「局所排気装置等設置場所一覧(千葉)」のとおり
※型式等が不明な装置の現場確認を希望する場合は、当機構監督職員に連絡のうえ入札参加者又は受注者が現地にて確認を行うものとする。

(2) 検査方法及び記録
労働安全衛生法第 45 条第 3 項に基づく平成 20 年 3 月 27 日基発第 0327001 号厚生労働省労働基準局長通知に定める「局所排気装置の定期自主検査指針」に準ずることとし、一般的な囲い式フードの制御風速の測定にあっては、前面開口高さを半開の位置において 16 測定点を原則とする。(別紙 2「点検表」2-1、2-2、2-3、2-4参照)

(3) 検査時期
検査時期は令和8年 12 月～令和 9 年 2 月を予定している。詳細な日程については監督職員と協議の上、決定するものとする。

(4) 部品交換等の修繕は実施しない。

7. 必要資格
作業者のうち 1 名以上が、局所排気装置等の定期自主検査者講習を修了した者であること。

8. 提出図書

(1) 作業計画書　・・・　1 部
以下の各項目を含む作業計画書を、契約締結後、速やかに提出し、監督職員の確認を受けること。変更が生じる場合は、監督職員確認の上、速やかに提出すること。
① 履行体制図
② 作業員名簿　:個人未定の場合は人数まで。ただし、上記「7.必要資格」に示す有資格者の氏名は必須。
③ 作業手順
④ 緊急時体制図　:連絡先電話番号を含めること。

(2) 作業報告書

検査完了後、以下各項目を含む作業報告書を速やかに提出すること。

① 業務完了報告書(任意様式) ・・・ 1 部

② 定期自主検査結果報告書(指定様式:別紙 2「点検表」)

・・・ 1 部及び電子媒体(オンラインストレージ等)

・検査結果から改善が必要な場合は、検査時の状況を踏まえて対策案の助言を記載すること。交換が必要な部品については、型番等を記載すること。

・報告書の冒頭に、定期自主検査結果の一覧表を付け加えること。

9. 検 査　　作業完了後、当機構職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

10. グリーン購入法の推進　(1)本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2)本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. その他

(1) 作業にあたっては、関係法令を遵守し、作業員の安全に十分配慮すること。

(2) 放射線管理区域又は動物管理区域に立ち入る場合は、当機構の定める諸規程を遵守するとともに、案内者の指示に従い入・退域し、また、作業を行うこと。

(3) 本業務を通じて知ることとなった当機構に係る機密情報は、法律に別段の定めがある場合を除き、当機構の許可なく第三者に漏らしてはならない。本件業務を完了した後も同様とする。

(4) 業務の実施に必要な電力、水は、当機構より提供する。

(5) 業務の実施に必要な機器、材料及び消耗品等はすべて受注者の負担とする。

(6) 作業に伴う発生材は、受注者が当機構外に搬出して処理すること。処理に当たっては、関係法令に従い適切に処理すること。

(7) 受注者は、当機構及び第三者の設備や機器等に損傷を与えないよう十分に注意して行うこと。損傷等与えた場合には、速やかに監督職員に報告し、その指示により原状に復すること。

(8) 受注者は、作業時に事故、火災、その他異常が発生し、またはこれを発見した場合は、応急措置を講ずるとともに速やかにその状況を監督職員に報告し、指示に従うものとする。

(9) 日程調整他詳細は、当機構監督職員と協議のこと。

(10) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、当機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

(要 求 者)
部課(室)名:安全管理部保安管理課
氏　　名:内海　和紀